

## 川崎市公告第152号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年1月29日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度郵便物集荷・差出代行業務委託
- (2) 履行場所 各区役所等及び指定する市内郵便局
- (3) 履行期限 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 調達概要 「令和8年度郵便物集荷・差出代行業務委託仕様書」によります。

### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「倉庫・運送業務」・種目「運送業務」で登録されていること。

### 3 一般競争入札参加申込書等の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

#### (1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎14階

川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課

担当 横島

電話 044-200-2632（直通）

#### (2) 配布・提出期間

令和8年1月29日（木）から令和8年2月4日（水）まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

#### (3) 提出書類

一般競争入札参加申込書

#### (4) 提出方法

持参とします。

### 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和8年2月5日（木）までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

### 5 仕様書等に関する質問・回答

#### (1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

##### ア 質問書の提出場所

3（1）と同じ

##### イ 質問書の提出期間

令和8年2月5日（木）から令和8年2月10日（火）まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

##### ウ 質問書の提出方法

「令和8年度郵便物集荷・差出代行業務委託に係る質問書」により、電子メール又はFAXにて送付してください。送付後、送付した旨を3（1）の担当宛て電話連絡してください。

電子メール：40hoken@city.kawasaki.jp

FAX番号：044-200-3930

#### (2) 回答

##### ア 回答日

令和8年2月13日（金）

##### イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、電子メールにより送信します。

### 6 一般競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

（1）開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

（2）競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

### (1) 入札書の提出方法

持参

### (2) 入札書の提出日時・場所

提出日時：令和8年2月16日（月）16時00分

提出場所：川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎14階 1403会議室

### (3) 入札方法

ア 入札は、契約金額総額で行います。

イ 入札は、所定の入札書をもって行います。また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札書は、封筒に入れ、封印して提出してください。

エ 1回目で落札しない場合は、再度入札を2回、計3回の入札を行いますので、その分の入札書を用意してください。

### (4) 入札保証金

免除

### (5) 開札の日時・場所

7 (2) に同じ

### (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

### (7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

### (8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

### (9) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。また、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

## 8 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

### (2) 前払金

無

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)と同じ